

厚生労働省発子 1201 第 1 号
令和 3 年 1 2 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金については、平成 30 年 10 月 17 日厚生労働省発子 1017 第 5 号本職通知の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 3 年 4 月 1 日より適用することとされたため通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。